- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(柏崎刈羽原子力 発電所 保安規定)【6】
- 2. 日 時: 令和2年4月30日 13時30分~16時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者 (※…TV 会議システムによる出席)

原子力規制庁:

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官^{*}、角谷安全 審査官^{*}、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官(BWR班)*、平田上席監視指導官

事業者:

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理 G マネージャー 他 17 名*

5. 要旨

- (1)東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年4月10日、17日及び24日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 添付2の「3.火山影響等、積雪」について、第17条の3火山影響 発生時の体制の整備、第17条の4その他自然災害発生時等の体制の 整備との関係を明確にした上で、説明すること。
 - 火山影響発生時における対策として非常用ディーゼル発電機の給気側へ新たに設置する「改良型フィルタの性能試験」について、試験装置と実機との関係を整理した上で、本試験の成立性を説明すること。また、試験に用いた風速等の根拠を示した上で、フィルタの閉塞時間等を整理して説明すること。
 - 図 2-5 原子炉の停止基準及び火山灰対応の着手基準判断フロー図と、 第5図 火山影響発生時における炉心冷却のための対応フローにつ いて、各フローの目的を明確にした上で、整合性を説明すること。
 - 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却等の対応手段について、対応手段に必要な設備の範囲の考え方を説明すること。

- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。
- 6. その他

関係資料:なし